

<p>1. 開会 木場補佐</p>	<p>定刻より少し前ですけれども、ご出席される委員の皆様がお揃いになりましたので、ただ今から、「令和5年度 長崎地方労働審議会 第1回家内労働部会」を開催いたします。</p> <p>本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>私は、賃金室長補佐の木場と申します。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議題の審議に入るまでの間、事務局の方で司会進行をさせていただきます。</p> <p>本日の委員の皆様のご出席状況ですが、委員総数9名の内、現在6名のご出席があり、3分の2以上のご出席が認められますので、地方労働審議会令第8条第3項の規程に基づき、本部会が有効に成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、お手元の次第に従いまして、初めに、労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。</p>
<p>2. 労働基準 部長挨拶 宮本部長</p>	<p>改めまして、皆さんおはようございます。</p> <p>本日は、年度末の忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>感謝申し上げます。</p> <p>また、来週月曜日3月18日になりますけれども、午後から開催される地方労働審議会と連日の開催となります。</p> <p>大変ご迷惑をおかけいたしますけれども、よろしくお願いいたします。</p> <p>さて、本日この部会は、「長崎県和服裁縫業」に係る最低工賃の廃止についてご審議いただくこととしております。</p> <p>後ほど、現在の状況、実態調査結果等含めて、ご説明申し上げたいと思っておりますけれども、全国での委託者、家内労働従事者数につきましては、平成28年度までは継続して減少しています。</p> <p>その後は、平成29年度、それから平成30年度、令和2年度は一部業種での増加があっているものの、再び減少に転じている状況となっております。</p> <p>今回この場でご審議いただく「長崎県和服裁縫業」に係る委託者・家内労働者に関しましては平成23年以降減少を続けまして、最新の調査結果では委託者数が9社、それから家内労働者数が18名となっております。</p>

3. 部会長及び部会長代理について 木場補佐	<p>最後になりますけれども、円滑なご審議を賜りますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はどうぞよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、「部会長及び部会長代理について」でございます。</p> <p>家内労働部会部会長につきましては、令和5年11月28日に開催されました令和5年度の第1回長崎地方労働審議会におきまして、佐藤部会長が選任されているところですが、部会長代理につきましては選出されておられません。</p> <p>部会長代理の選出につきましては、賃金室長より説明いたします。</p>
山本室長	<p>おはようございます。</p> <p>賃金室長の山本です、本日はよろしく願いいたします。</p> <p>家内労働部会の部会長並びに部会長代理の選出についてですが、部会長につきましては、地方労働審議会令第6条第4項により、公益代表委員のうちから委員が選挙することと規定されており、ただ今説明がありましたとおり、佐藤部会長が令和5年度第1回地方労働審議会において選任されておられますが、部会長代理につきましては、地方労働審議会令第6条第6項によりまして、部会長が予め指名することとなっておりますので、部会長よりご指名いただくよう、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、部会長にご挨拶をいただきまして、この後の議事の進行についてお願いしたいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
佐藤部会長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>部会長に選出されております佐藤と申します。</p> <p>本日が、今期初めて開催される部会となります。</p> <p>家内労働に係わる最低工賃の審議につきまして、委員の皆さんのご協力を仰ぎつつ、円滑に審議を進めてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、まず、部会長代理についてですが、先程説明がありましたように、私が指名することとなっております。</p> <p>部会長代理には、岩瀬委員を指名させていただきます。</p> <p>岩瀬委員は本日都合によりご欠席ですが、事前に了承をいただいておりますことをご報告させていただきます。</p>

<p>4. 議題 (1) 長崎県 和服裁縫業 に係る最低 工賃につい て 佐藤部会長</p>	<p>続きまして、家内労働部会の議事録の確認でございますが、公益は私、家内労働者代表委員からは岩永委員を、委託者代表委員の中からは峯下委員を、それぞれご指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、早速、議事に入りたいと思います。 本日は、「長崎県和服裁縫業」に係る最低工賃の廃止につきまして、審議をいたします。 まず、事務局から諮問理由及び実態調査結果の概要等につきまして、ご説明をお願いします。</p>
<p>山本室長</p>	<p>ご説明いたします。 初めに、諮問理由についてご説明させていただきます。 長崎県和服裁縫業における委託者・家内労働者数の推移については、平成23年は委託者数26社、家内労働者数95人でしたが、その後年々減少し、最新の令和5年度の長崎県和服裁縫業最低工賃実態調査結果によりますと、委託者数9社、家内労働者数は18名となっております。 厚生労働省から示されている目安といたしましては、「最低工賃が設定されている適用家内労働者数が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後の在り方を検討したうえで、廃止することも検討すること。なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。」とされております。 事務局といたしましては、委託者・家内労働者数の減少や将来増加する見込みが低いのではないかとといった理由から家内労働部会での審議をいただきたく諮問に至った次第になります。 続きまして、本日の資料と実態調査の結果概要等につきましてご説明をしたいと思います。 資料の目次のほうを見ていただければと思いますが、資料番号1は、家内労働部会委員名簿になります。 それから、資料番号2から5は、地方労働審議会と家内労働部会関係の各種規程を付けております。</p>

資料番号6は、長崎県における最低工賃の設定と、改正状況の一覧表ですが、長崎県では現在、男子既製洋服製造業、婦人既製洋服製造業、和服裁縫業の3業種の最低工賃を設定しておりますが、3業種とも平成13年度に工賃の改正を行って以降、現在まで据え置きとなっております。

本日は、この内の「和服裁縫業」の最低工賃につきまして、ご審議をお願いするものでございます。

現在の家内労働の実態については、資料を見ていただきながらご説明したいと思いますが、15ページの資料番号7の「家内労働の現状」をご覧いただければと思います。

これは全国の家内労働の状況について本省で取りまとめられている最新の資料になります。

17ページの第1表では、家内労働者数、委託者数とも、令和4年まで年々減少傾向になっています。

次に第2表ですけど、令和3年と比較して家内労働者数が増加した業種は、上から「木材・木製品、家具・装備品製造業」、「印刷・同関連及び出版業」、「窯業・土石製品製造業」、「電気機械器具製造業」となっていますが、長崎県での家内労働の設定業種である「繊維工業」は5.9%のマイナスとなっています。

次に第3表では、都道府県別の家内労働者・委託者人数一覧表となっておりますが、九州、特に長崎県、大分県、沖縄県では、全国的に少ない地域となっています。

第4表は危険有害業務に係る委託者の状況ですが、長崎県では対象の業務の委託がありませんので、説明は省略したいと思います。

第5表では、業種ごとの委託者規模の一覧ですけれども、業種別では、「繊維工業」は最も委託者が多くなっておりますけれども、1委託者あたりの平均家内労働者数は最も少なく、小規模な委託者が多くなっております。

次に、23ページの資料番号8になります、「令和5年度家内労働概況調査票」ですが、これは、毎年、長崎県内の各労働基準監督署に届け出が行われる「家内労働委託状況届」を集計したものになります。

業種別の内訳では「繊維工業」が最も多く、委託者が28社、家内労働者数は192人となっています。

そのほかに、「印刷・同関連及び出版業」、「電気機械器具製造業」や「機械器具製造業」で家内労働が行われている状況にあります。

続きまして、本日の議題である「長崎県和服裁縫業」に係る実態調査の結果ですけれども、資料番号10、27ページからになります。

まず、33ページの表のほうからいききたいと思いますけれども、第1表の推移ですが、平成23年以降は委託者数、家内労働者数は年々減少傾向

にあり、令和5年度の委託状況届では委託者数9社、家内労働者数18名となっています。

次のページの第2表になります、規模別の委託者数及び家内労働者数になりますが、家内労働者が1名のところが5社と最も多く、家内労働者が2名又は3名のところがそれぞれ1社、家内労働者4名が2社となっています。

第3表、第4表では家内労働者の年齢、経験年数になりますけれども、年齢は50歳以上の方が94%を超えて高齢化が定着しており、経験年数は20年以上が約82%を占める一方で、経験の浅い9年以下が0%と、まったくいない状況になっております。

第5表ですけど、1か月あたりの工賃支払額ですが、全ての方が「8万円未満」となっています。

前回の調査結果では「8万円以上」の方が19%を占めていたことからすると工賃支払額の低い家内労働者の増加傾向が見受けられます。

第6表は、支払工賃総額の推移になります。

前回調査結果では、「年々減少している」というのが6件60.0%、「大きな変化はない」4件40.0%となっていたのに対して、本年度調査結果では「年々減少している」が5件で55.6%、「大きな変化はない」4件44.4%となっています。

第7表は委託業務量の推移になります。

前回の調査結果では、「減った」9件90.0%、「変わらない」1件10.0%となっていましたが、本年度の調査結果では「減った」が5件55.6%と減少し、「変わらない」が4件44.4%と増加しています。

第8表は家内労働者調査票からの業務量の推移になります。

前回調査結果では、「仕事量が減った」が11件91.7%となっていましたが、本年度調査結果では、「仕事量が減った」が1件10.0%、「変わらない」7件70.0%、「仕事量が増えた」というのが2件で20.0%と、9割が変わらないか増えたと回答しており、これは、全体の業務量の減少以上に家内労働者数の減少が影響して、家内労働者数1人あたりの業務量が維持されているのではないかと推察されます。

次の36ページ第9表は、工賃の決定要素になります。

前回調査結果においては、工賃単価を決定する際に最も重要視する事項について、「長崎県最低工賃」が2件20.0%、「同業者の価格」が6件60.0%、「家内労働者からの要望」が1件10.0%、「その他」が1件10.0%となっていたのに対して、本年度の調査結果においては、「長崎県最低工賃」が2件で22.2%と変わらず、「同業者の価格」が4件で44.4%、「家内労働者からの要望」が2件で22.2%、「その他」が1件で11.1%と、「同業者の価格」が減少して、「労働者からの要望」が増加しているような状

況になります。

第10表は過去5年間の工賃改定の有無になります。

「改定なし」が8件88.9%、「引き上げた」が1件11.1%となっています。

前回調査結果では「改定なし」が8件80.0%、「引き上げた」が2件20.0%となっていました。

第11表は今後の工賃改定予定です。

「予定なし」が8件88.9%、「引き上げ予定」が1件11.1%となっており、前回の調査結果では「予定なし」が9件90.0%、「引き上げ予定」が1件10.0%となっていました。

続いて37ページの12表になります。

委託者調査結果集計による品目・規格別工賃単価になります。

赤字は長崎県和服裁縫業最低工賃未満のもので、12件あります。

回答総数が87件ですので、13.8%が最低工賃未満となっています。

また、平均欄で赤く網掛けのセルになっているものは、前回の調査結果を下回ったものになります。

続きまして38ページの第13表になります。

家内労働者調査結果集計による品目・規格別工賃単価になります。

同じように赤字が「長崎県和服裁縫業最低工賃」未満のもので、前回調査の平均額を下回るものは赤い網掛けのセルで表示しています。

また、回答総数は53件で内17件、32.1%が最低工賃未満となっています。

39ページの第14表は、家内労働者調査結果集計による作業日数、作業時間等の一覧になります。

1か月あたりの平均作業日数は、15日、それから1日あたりの平均作業時間は5.8時間となっています。

1か月あたりの工賃収入で、回答があった10人のうち4万円未満となるのは4人で40.0%、赤い網掛けのセルで表示しております。

また、グレーのところは調査票の回収ができていないところになります。

40ページの第15表になります。

これは和服裁縫業の最低工賃が設定されている他県との比較になります。

全国においては長崎を含む8県で設定されています。

赤い網掛けのセルが一番高いもの、グリーンの網掛けのセルが長崎県において平均を下回っているものになります。

前に戻りますが、32ページ15のところ「和服裁縫業」を取り巻く状況や最低工賃等に関する意見を書きいただき、取りまとめたものにな

	<p>ります。</p> <p>委託者及び家内労働者から次のような意見が出ております。</p> <p>委託者からは、「新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、業務量の減少が継続している状況である。」と「何とか現状を維持して行きたい。」というご意見がある一方で、家内労働者からの意見は、「仕事もほとんどない。もう辞めようと思っている。」「工賃は希望の金額でお願いしている。最低工賃に準じてもらっている。」「工賃も上がらず、和裁での生活は厳しい。」「ほとんどが「直し」の仕事などで、大きな仕事はない。」といったような意見がありました。</p> <p>以上が、「和服裁縫業」に係る実態調査の結果になります。</p> <p>最後に、資料の41ページに今回ご質問された諮問文の写しを添付しております。</p> <p>以上になります。</p>
佐藤部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今の事務局からの説明に関しまして、何かご質問はございませんでしょうか。</p>
各委員	<p><質問なし></p>
佐藤部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、今回、諮問されております、和服裁縫業に係る最低工賃の廃止につきまして、ご意見をお伺いしたいと存じます。</p> <p>まず、家内労働者代表委員からご意見を頂戴したいと存じます。</p> <p>では、岩永委員お願いします。</p>
岩永委員	<p>岩永です。</p> <p>今、事務局のほうから説明をいただきましたとおり、委託者数及び家内労働者数が年々減少をしているということ、現在9社18人となっておりますし、厚労省の基準に照らし合わせても、その基準から著しく少ないということで、増加も今後見込めない、今後も減少傾向にあるということで廃止するということについては、やむを得ない、致し方ないと思っております。</p> <p>以上です。</p>
佐藤部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>他の委員の方でご意見ございませんか。</p>

各委員	<意見なし>
佐藤部会長	続きまして、委託者代表委員からご意見を頂戴したいと存じます。 では、峯下委員お願いします。
峯下委員	事務局の説明ありがとうございました。 労側の意見に似てはいるんですけど、厚労省のガイドラインを踏まえた場合、100人未満のラインを大きく下回って18人ということ、それと色々調査票を見させていただきましたけれども、今後業務が増えていく見込みが想定されないといえますか、そういう状況であること。 それともう一つ、作業をいただいている対象者が高齢化し、もう50代60代ということもあって、今後作業をやってくれる人たちが、自然にリタイアしてしまうような、そういった状況になってきているんだろうということが読み取れます。 以上、色々想定されますけれど、状況を考えて廃止の方向で意見申し上げたいと思います。
佐藤部会長	はい、ありがとうございます。 他にご意見ございませんか。
各委員	<意見なし>
佐藤部会長	よろしいでしょうか。 それでは、ただ今、和服裁縫業に係る最低工賃につきまして、ご意見をいただきました。 家内労働者代表委員、委託者代表委員とも、廃止は致し方ないということだったかというふうに思います。 他に、何かご意見ございませんでしょうか。
各委員	<意見なし>
佐藤部会長	いいですかね。 それでは、廃止につきまして採決を取りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。
各委員	<異議なし>
佐藤部会長	そうしましたら、採決に入りたいと思います。

各委員	<p>採決につきましては、賛成、反対の順にお聞きしていきますので、各委員の皆様には挙手をお願いします。</p> <p>それでは、早速ですが採決に入ります。</p> <p>和服裁縫業に係る最低工賃につきまして「廃止」とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。</p>
佐藤部会長	<p><挙手></p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、出席者全員、廃止に賛成ということで結論が出たと思います。</p> <p>それでは、採決の結果について事務局から報告してもらいます。</p>
木場補佐	<p>それでは、採決の結果をご報告します。</p> <p>採決の際の委員の出席は、部会長を含めて6名でございました。</p> <p>部会長は地方労働審議会令第8条第2項の規定により、可否同数のときに裁決権を持っていることから委員として採決に加わらないとされ、採決につきましては部会長を除く出席者全員を採決の基礎数とするとされております。</p> <p>その結果、採決の基礎数は5名。</p> <p>賛成が5名、反対が0名。</p> <p>よって、賛成多数となりましたことを報告いたします。</p>
佐藤部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この結果を、長崎地方労働審議会に報告したいと思います。</p> <p>それでは、審議結果を事務局でまとめてもらいまして、部会の報告案を作成してもらいますので、しばらくお待ちください。</p> <p><部会報告書（案）を各委員へ配付></p>
佐藤部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、部会報告書（案）が皆様のお手元に配付されたかと思しますので、事務局は朗読をお願いいたします。</p>
山本室長	<p>朗読させていただきます。</p> <p>令和6年3月18日、長崎地方労働審議会会長 岩重聡美殿。</p> <p>長崎地方労働審議会家内労働部部会長 佐藤 烈。</p> <p>長崎県和服裁縫業に係る最低工賃の廃止決定に関する報告書。</p>

	<p>当家内労働部会は、令和6年2月19日長崎地方労働審議会から付託された長崎県和服裁縫業に係る最低工賃の廃止決定について、慎重な調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。</p> <p>なお審議経過の内容は別紙2のとおりである。</p> <p>別紙1、次の長崎県和服裁縫業最低工賃を廃止決定の官報公示の前日に限り廃止すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、適用する家内労働者 長崎県の区域内で和服裁縫業に係る手縫いの業務に従事する家内労働者。 2、適用する受託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者。 3、第1の家内労働者に係る最低工賃額 次の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1枚（帯にあっては1本）につき、右欄に掲げる金額。 <p>表については省略させていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4、効力発生日、法定どおり。 <p>別紙2、家内労働部会審議経過概要。</p> <p>令和5年度 開催回数第1回、開催年月日、開催場所 令和6年3月15日（金）、長崎労働局8階会議室。</p> <p>審議事項、審議概要。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、部会長代理に岩瀬委員を選出。 2、諮問理由説明、実態調査結果等関係資料の説明。 3、家内労働者側・委託者側双方の基本的見解の開陳。 4、審議、全体協議。 5、公益委員を中心に家内労働者側、委託者側双方の意見を集約し、採決を行った結果、（全会一致）で廃止することが決議された。 <p>以上になります。</p>
佐藤部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今部会報告書（案）について、朗読いただきました。</p> <p>何かご質問ございませんでしょうか。</p>
各委員	<p><意見なし></p>
佐藤部会長	<p>では、この内容で報告書を作成してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><異議なし></p>
山本室長	<p>ありがとうございます。</p>

	<p>異議がないようですので、この内容で進めさせていただきます。 なおこの家内労働部会報告は、3月18日（月）開催の地方労働審議会に報告することとなります。 地方労働審議会運営規程第10条により、本部会の議決をもって審議会の議決となりますので申し添えておきます。</p>
(2) その他 佐藤部会長	<p>「その他」でございますが、皆様方から何かございませんでしょうか。</p>
岩永委員	<p>いいですか、ごめんなさい1点だけ。 効力発生日は法定どおりとありますが、これはいつの予定になるんですか。</p>
山本室長	<p>この後事務局より説明します。</p>
岩永委員	<p>分かりました。</p>
佐藤部会長	<p>他ございませんか。</p>
各委員	<p><意見なし></p>
佐藤部会長	<p>はい、事務局より何かございませんか。</p>
山本室長	<p>部会長様はじめ委員の皆様方には、円滑なご審議をいただきまして、本当にありがとうございました。 本日もご審議いただきました結果は、3月18日に予定されております長崎地方労働審議会の場合において、佐藤部会長より長崎地方労働審議会会長あてご報告していただくこととなります。 その上で、長崎地方労働審議会会長より、長崎労働局長あて答申をいただくこととなります。 その後、答申のあった当日より労働局掲示板やホームページに答申内容を公示して、家内労働者や委託者からの異議の申し出を受け付けることとなります。 異議の申出期間は、公示をした日の翌日から15日間となっておりますので、4月2日（火）が異議の申出の期限となります。 仮に異議の申出がありますと、改めて長崎地方労働審議会を開催してご審議をいただくということになります。 また、順調に事務処理が進みますと、官報公示が4月17日の予定にな</p>

佐藤部会長	<p>りますので、その前日をもって廃止ということで、令和6年4月16日付けで廃止という流れになろうかと思えます。</p> <p>なお、答申内容につきましては、委託者であるとか家内労働者あてに郵便により通知して周知を図りたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>官報公示が4月17日、その前日が廃止日ということです。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは以上となります。</p> <p>委員の皆様には、円滑なご審議にご協力いただきありがとうございました。</p> <p>それでは、これで長崎地方労働審議会家内労働部会を閉会したいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p>
-------	---